



庁舎問題に関する取り組み



新庁舎の建設問題は、さまざまな課題を抱えています。市民の皆さんに情報を提供しながら、取り組んでいきます。

新庁舎に関する私の所信の一端を申し述べさせていただきます。市民のみなさまのご理解とご支援をお願い申し上げます。

新庁舎に関する件については、平成24年12月18日の12月議会定例会本会議において、嘉麻市市役所庁舎の建設に関する決議がなされ、議員提案された市役所の位置を現在の稲築多目的運動広場とする内容の嘉麻市役所の庁舎の位置を定める条例の一部を改正する条例が賛成16票、反対6票により原案どおり可決されたところであります。

したが、採決の結果、賛成14票、反対7票により、再度可決され、嘉麻市役所の庁舎の位置を定める条例の一部を改正する条例のとおり確定したものであります。

私も当時市議会議員として賛成票を投じ、再議確定後は速やかに執行部において、この条例の趣旨に沿って具体的なスケジュールや財源手立ての検討がなされるものと期待しておりましたが、この庁舎問題に関する事業の進捗は全く見受けられません。地方自治制度の根幹である議会の議決を受けて法律的な確定力を持ち、しかも市民にとって重大な関心があり、市民サービスに大きな影響を与える可能性のあるこの条例が放置されていたことが、市民の皆様への不安や懸念を与えてきた最大の原因であると認識しております。

して、嘉麻市の行政の長は、市民の意思そのものである議会における特別多数決で示されたこの条例の施行に向けて、誠実に対応しその責任を著実に果たす義務があることは、論を俟たないものであります。私は、新庁舎の建設は、現行の分庁方式は合併時にはやむを得なかったとしても、本庁舎の建設は、支所との適切な役割分担等を定め、効率的で効果的な行政運営の基盤とし、嘉麻市が基礎的自治体として運営していくためにも必要不可欠なものであると認識しており、多くの議員各位のお考えと軌を一にしていることを確信しております。

実施すること致しました。さまざまなご意見があることは承知しておりますが、まず、市民の皆様が現時点における不安や課題並びにご意見を集約することは直ちに行うべきものであり、多様なご意見について丁寧に対応するための指針づくりのためにも、必須のものであると考えられております。

この新庁舎の建設問題は、条例として庁舎の位置が法律的に確定しておりますが、それ以外については、市民サービスに関わる本庁と支所の役割分担のあり方、本庁の業務・人員の効率化及び支所の日常業務のサービス確保の課題や今後の本庁及び支所をとりまく地域振興や地域交通体系の整備などの制度設計の課題、現行庁舎の老朽化に伴う改築の是非など幅広い課題を抱えております。

私は、これらの課題に対しては、市民の皆様へ情報の提供及び共有に努め、市民の皆様との合意形成を図り、議会のご意見をいただきながら、一つひとつ丁寧につくりあげていきたいと考えております。

平成27年2月
嘉麻市長 赤間幸弘

※アンケートは、平成27年1月に実施しました。現在アンケートの回答内容を集計・分析しています。

記事に関する問合せ先
庁舎・交通体系対策室
☎62・5677

庁舎課題に関する重要な視点について

庁舎課題に関する重要な4つの視点を基本に、今後の庁舎建設に係る取組みを進めていくことにしています。

【視点1】情報共有・説明責任

説明会やアンケート等による意向調査等が行われず、庁舎の位置の変更が行われたことに関し、市民参画の観点から対応が不足しているのではないか…。



市民等の情報共有の観点から

- ・議会提出資料や説明資料について、速やかな公表
- ・市民説明会や出前講座等の実施
- ・嘉麻市ホームページへの情報掲載及び様々なメディアへの情報提供

【視点2】行政改革の実施

財源不足、職員数の過大解消等の執行部が行うべき取組みが不足しているのではないか…。



行財政改革推進の観点から

- ・職員削減を含めた組織のスリム化（合併当初の職員数548人から平成26年度423人まで削減、平成39年度には350人を想定）と庁舎問題の関係性を整理
- ・将来の財政負担を想定した基金の構造変換の実施

【視点3】地域活性化

地域から分庁等がなくなると、地域のさらなる疲弊が進行してしまうのではないかと…。



地域発展の観点から

- ・従来庁舎のあった地域が有機的に連携し、4つの地域として発展できるよう総合計画等において市の全体ビジョンを確立
- ・市民の不安に感じている点や市民生活の激変を招かないよう、アンケート調査を行い基本計画に可能な限り反映

【視点4】安心・安全な施設

議会が議決した建設候補地は、ハザードマップ上での浸水地域ではないのか…。



安心・安全な庁舎の観点から

- ・過去に冠水した時期及び程度の調査
- ・堰等の整備による治水工事の状況及び効果
- ・ハザードマップにおける浸水地域指定の意味及び精度の検証

嘉麻市庁舎建設設置本部会議

新庁舎建設及び庁舎問題の総合的検討・実施について、全庁的に取り組むために市長を本部長として設置された組織です。上記の4つの視点を基本に、庁舎に関するいろいろな課題や問題を協議してまいります。協議した内容について、随時市民のみなさまへ情報発信してまいります。

庁舎の課題に関するQ&A

Q1. 庁舎を建設する必要があるの？



A. 嘉麻市が採用している分庁方式は、業務上どうしても各庁舎間の移動が必要となり、それに伴う事務の非効率化とともに、移動に係る余分な経費が必要となっていることや行政サービスの分散による市民サービスの低下などさまざまな問題を抱えています。

また、各庁舎は経年劣化が著しく、今後も長く使い続けるためには、建物の本体や設備関係の大規模改修が必要になること、さらに、各庁舎とも新耐震基準が定められる以前に建築された建物であるため耐震性能にも問題があると考えられ、もし、災害等で庁舎が甚

大な損害を受けると、保健、福祉、医療など市民の皆さまの生命や健康など、生活に密着する市民サービスが停止してしまい、復旧までの長期間にわたり市民生活に混乱が生じることが懸念されることから、耐震補強にかかる工事が必要になると考えられます。

合併団体が行う庁舎建設に対しては、大変有利な財源である合併特例債を活用することができることになっておりますが、平成32年度までに施設整備が完了しなければ活用できません。

庁舎に関するさまざまな課題を解決するためにも、この財源が活用できる間に市民サービスを安定して円滑に行える安心安全な庁舎を建設することが必要であると考えています。

なお、今後見込まれる人口及び収入の減少を見据えた中で、行財政改革や簡素な組織化による適切な職員数への移行及び長きにわたり存続できる新庁舎整備は、嘉麻市が今後も基礎的な自治体として継続していくために必要不可欠なものであると考えています。

Q2. 庁舎が建設されると支所はなくなるの？



A. 庁舎を中心とした均衡ある地域の発展及び全市的な効果的なまちづくりの観点を踏まえ、庁舎建設地及び従来庁舎があった地域が有機的に連携し、嘉麻市の主要な4つの地域として発展するよう、地域活性化の全体ビジョンを確立していく必要があると考えています。

この内容については、平成27年度に予定しています。基本計画策定や今後の総合計画策定の中で、市民説明会や今回実施しています市民アンケート等での意見を参考にしながら、市民サービスの低下を招くことのないよう、支所等のあり方や市民の利便性の確保のための交通体系の整備等について検討していきたいと考えています。

Q3. 庁舎の建設について市民説明会等の実施は…。



A. 市民説明会については、今回実施しましたアンケート調査の内容を取りまとめ、市民のみなさまが知りたい情報等を効果的にご説明できるよう、資料の作成等を行った後、平成27年4月以降に実施していく予定です。

なお、各種団体等から庁舎課題に関する現状等について説明等の希望がありましたら、庁舎・交通体系対策室にご連絡ください。日程を調整の上、関係職員を派遣します。

庁舎建設に関する情報は、定期的に提供していきます。また、市のホームページにも情報を掲載していますので、ぜひ、ご覧ください。

庁舎建設等に関するスケジュール

庁舎建設等に関するスケジュールは、平成26年度のアンケート調査、平成27年度の基本計画等の策定を予定しています。なお、基本計画等の策定状況により、その後の基本設計以降の内容及びスケジュールは大きく変化するため、現状においては、想定される標準的な工程により示しています。なお、庁舎建設に係る財源となる合併特例債の活用期限、平成32年度までの完成を目標としています。

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
アンケート調査 ・調査、分析 ・課題等の整理	→						
建設基本計画 ・庁舎建設基本計画 ・本庁と支所のあり方検討		→					
新庁舎建設に係る設計及び工事			→	→	→	→	→
引越準備 システム・備品の整備					→	→	→
市民への周知 交通体系の見直し		→	→	→	→	→	→
新庁舎供用開始 (平成32年4月)							→

合併特例債とは…。

合併した市町村が新しいまちづくりのため、新市建設計画に基づき実施する事業のうち、特に必要と認められる事業に対する財源として借り入れることができる地方債（借入金）のことをいいます。

合併特例債の活用は、合併初年度及びこれに続く15カ年度（当初は10カ年度であったが、法改正により5カ年度の延長が図られた。嘉麻市では平成32年度まで。）に限り、活用する事業費の95%まで借り入れることができ、借り入れた元金及び利息の返済額に対し70%を国が普通交付税として手当してくれる有利な制度です。

例えば、合併特例債を活用した庁舎建設での市の負担額を試算してみると…。

- ・庁舎建設事業費を仮に40億円と設定。
- ・合併特例債の借入可能額は、庁舎建設事業費の95%であるため、38億円を借り入れ。
- ・借入ることのできなかった残額の5%分である2億円は市が建設時に負担。
- ・合併特例債の返済については、38億円を借り入れると、元金38億円と利息約3億円をあわせた返済総額は、約41億円（年利0.9%、20年返済で試算）
- ・返済総額の70%相当額の約28億7千万円が、国から普通交付税として手当される。
- ・返済に係る市の実際の負担額は、41億円から普通交付税として手当された28億7千万円を差し引いた約12億3千万円となる。

↓ このことから…

40億円の庁舎を建設する場合において、市が実際に負担しなければならない額は、建設時に負担する2億円と合併特例債の返済における市の負担額の約12億3千万円を合わせた**14億3千万円で建設することができる**大変有利な財源であるといえます。

↓ もし、合併特例債を活用できないと…

庁舎建設事業費40億円と借入金利息約3億円をあわせた**合計約43億円全額を市でまかなわなければならない**、

合併特例債を活用した場合としない場合の市の実質的な負担の差は、

約28億7千万円となります。